

小川自治会 自主防災隊 規約改訂 (案)

検討チーム：堤、小林（勝）、宇津木、林

1. 改訂の目的：

自主防災隊が本格活動を開始して1年、種々の活動を行い、初年度にしては十分な成果が得られた。

一方規約は自主防災隊の活動に必要な不可欠な物であるが、実際に活動して実態に合わない部分、他のマニュアル・文書類との不整合、用語（呼称）の統一等改訂が必要な部分もある。今回の改訂はまだ規約制定後1年であるため、上記の最低限必要な部分改訂に留め本格的な全面改定は行わない。

2. 改訂の要点：

条	項	改訂項目	改訂内容
前	文		内容は変更なし。表現をより具体的、分かりやすくした。
3		活動	①活動に自助も追加 ②内容を整理し5項→7項に
5		会員	隊員
6		所属	自治会の班単位でを追加
7		(新設)	活動隊員を明記
		以下条の番号は変わる	新しい条で記述
8	2	災害対策本部	改訂前の規約では記載なし、新しく明記
	3	支隊と支隊の構成	名称から公園を削除 余分な文言の削除（旧第3項及び第4項の一部）
10	2	自治会の防災部の支援	費用支援に加え、広報活動を追加
11	1	防災隊本部	①隊員→本部隊員 任命の条件を明確化 各支隊代表支隊長の兼任を明記 ②本部事務局員 (新設) 責任者として明記 隊長、副隊長、本部隊員、会計、事務局員を本部隊員と総称 ③スタッフ→アドバイザー：助言者、実務にはタッチしない
11	2	各支隊	代表支隊長（新設）を明記 代表支隊長 1名、支隊長 3～4名 代表支隊長と支隊長を支隊長と総称
14		報酬および手当	責任者は無報酬とする→隊員は・・・
15	2	隊長・支隊長会議	③小川自治会防災対策部員も参加する→ 本部隊員も参加する
	3	防災班別専門会議	隊長が招集する（削除） 開催は各班に任せる
16		支隊の会議	明記せず「支隊における会議は各支隊ごとに支隊長が 決定・運営する」に留める
17		防災隊の収入	町田市からの補助金、自治会からの補助金など→ 自治会からの補助金をもって(市の補助金も自治会に支給されるため一旦自治会会計に入る)
19		会計処理規定	新設
20		決算報告	3月5日までに自治会へ報告する→ 2月末日までに証書類をそろえ自治会に提出する
21	3	資産管理	防災関係資産の防災隊への移管（移管が完了したため削除）
その他			巻末に別紙一覧を記載

3. 改訂規約 (案) 全文：添付